

What's New

経営サポートナビ

Management
Support
Navigation

今が旬！おすすめの公的制度が早わかり
中小企業経営者のための情報誌

2023.01
VOL.23

TOPICS

融資に強くなる講座

日銀の政策変更で中小企業融資はどのような影響を受ける？

事業承継入門講座

2023年の中小企業の事業承継施策 M&A を推進

税制改正コラム

令和5年度税制改正大綱のポイント（前編）

助成金活用ガイド

人材開発支援助成金（人への投資促進支援コース）

CONTENTS

02

注目の中小企業支援制度
中小企業向けの公的制度をご紹介します

03

経営情報ブログ
新卒採用で印象が良い面接官・悪い面接官の
「生の声 20 個」集めました

05

融資に強くなる講座
日銀の政策変更で中小企業融資はどのような影響を受ける？

07

事業承継入門講座
2023 年の中小企業の事業承継施策 M&A を推進

09

税制改正コラム
令和 5 年度税制改正大綱のポイント（前編）

11

助成金活用ガイド
人材開発支援助成金（人への投資促進支援コース）

知っている経営者だけ得をする！？

中小企業向けの支援制度をわかりやすくご紹介！！

中小企業・小規模事業者等関連

令和4年度補正予算まとめ

< 補正予算とは >

地方自治法第218条の規定に基づき、当初予算を調製した後の災害の発生、法制度等の改正、経済情勢の変動や国等の経済対策や国庫補助事業の確定などの事由によって、収入の変動や経費の過不足に対処するために、既定予算を補正して増額、減額その他の変更を加える予算のことです。

厳しい経営環境を克服 資金繰り支援 2,981億円

Pick Up コロナ借換保証の創設

保証上限 1億円

新型コロナウイルス感染症の影響の下で債務が増大した中小企業者の収益力改善等を支援するため、借換え需要に加え、新たな資金需要にも対応する信用保証制度(コロナ借換保証)を2023年1月10日から開始。

- 保証期間:10年以内
- 据置期間:5年以内
- 金利:金融機関所定
- 保証料(事業者負担):0.2%等(補助前は0.85%等)
- 要件:売上または利益率が5%以上減少 など
 - ・ 100%保証の融資は、100%保証での借換が可能
- その他:
 - ・ 経営行動計画書の作成
 - ・ 金融機関の継続的な伴走支援

生産性革命推進事業 2,000億円

設備投資、IT導入、販路開拓、事業承継等への補助を通じた、中小企業・小規模事業者の生産性向上等に向けた取組を支援

ものづくり補助金 「グリーン枠」を拡充・「グローバル市場開拓枠」を新設

小規模事業者持続化補助金

インボイスに対応の補助金はこちら

- ・ 課税事業者に転換する事業者の補助上限を50万円上乗せ(通常、上限は50~200万円、補助率2/3(一部3/4) 赤字事業者の補助率引上げ(3/4)は継続。)
- IT導入補助金
 - ・ インボイス対応に必要なITツール導入促進のため、クラウド利用料(2年分)やハード(PC等)購入の補助対象化、補助率引上げ(1/2→2/3~3/4)を継続(デジタル化基盤導入枠)
 - ・ また、安価なツール導入も支援するため、補助下限額(5万円)を撤廃
- 事業承継・引継ぎ補助金
 - ・ 事業終了時に事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上等であれば、補助上限額を600万円→800万円へと引上げ(補助率は1/2~2/3)

成長分野への挑戦に向けた投資の促進 中小企業等事業再構築促進事業 5,800億円

新型コロナの影響を大きく受けながらも新分野展開、業態転換等の事業再構築に挑戦する中小企業等を支援。また、サプライチェーン強靱化枠を新設。

成長分野への転換の支援

- ・ 「成長枠」を新設
- ・ 「グリーン成長枠」について、研究開発等の要件を2→1年に短縮等した「エントリークラス」を新設

賃上げに対する支援

- ・ グリーン成長枠・成長枠において、補助事業期間内に事業場内最低賃金を年45円以上引上げた場合等に補助率を1/2→2/3に引上げ また事業終了後3~5年で同水準等を達成すれば上限3,000万円増

産業構造転換等の促進

- ・ 「産業構造転換枠」を新設、廃業費がある場合、上限を2,000万円上乗せ
- ・ 海外から国内への回帰等を促進する「サプライチェーン強靱化枠」(上限5億円、補助率1/2)も新設

業況が厳しい事業者への支援

- ・ 新型コロナや物価高等により業況が厳しい事業者や、最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者を引き続き手厚く支援(補助率:2/3~3/4、売上10%減少等が要件)

類型	成長分野へ(売上減少要件撤廃)						
	最低賃金枠	物価高騰対策・回復再生応援枠	産業構造転換枠 <i>New!</i>	成長枠	グリーン成長枠 エントリー <i>New!</i>	グリーン成長枠 スタンダード	サプライチェーン強靱化枠 <i>New!</i>
補助上限	最大1,500万円	最大3,000万円	最大7,000万円	最大7,000万円	8,000万円(中堅1億円)	1億円(中堅1.5億円)	5億円
補助率	3/4	3/4(一部2/3)	2/3	1/2(大規模賃上げ達成で2/3へ引上げ)			1/2

大規模賃金引上: 上限3,000万円上乗せ | 中小企業等からの卒業: 上限を2倍に引上げ

予算年度ごとの各補助金の申請・採択状況

申請年	令和元年			令和2年			令和3年以降		
	申請数	採択数	採択率	申請数	採択数	採択率	申請数	採択数	採択率
ものづくり補助金	20,803	9,531	46%	14,931	7,333	49%	57,574	28,216	49%
小規模事業者持続化補助金	24,573	21,236	86%	205,038	96,745	47%	111,703	68,628	62%
事業再構築補助金	-	-	-	-	-	-	117,809	51,473	44%

－ 経営情報ブログ －

新卒採用で印象が良い面接官・悪い面接官の「生の声 20 個」集めました



作成者：株式会社エフアンドエム (<https://www.fmltd.co.jp>)

記事参照：F&M CLUB 公式ホームページ「経営情報ブログ」より

3

F&M CLUB

経営情報ブログ（新卒採用で印象が良い面接官・悪い面接官の「生の声 20 個」集めました）

少子高齢化や働き方の多様化が加速するなか、中小企業において採用活動は大きな課題のひとつとなっています。

「採用活動がうまくいかない」「若手社員の離職が多く、人手不足で悩んでいる」などの悩みを抱える企業も多いでしょう。

採用活動がうまくいかない理由には、「面接官のあり方」が大きくかかわっています。

この記事では、実際におこなったアンケート結果をもとに、新卒採用における「良い面接官・悪い面接官」の印象や、採用活動がうまくいくための「面接官のあり方・ポイント」について紹介します。



■ 「面接官も見られています」

面接官の態度が与える影響力

面接を受ける候補者（学生）からみて、「面接官のイメージ＝企業のイメージ」といっても過言ではないほど、面接官が与える影響力は大きなものです。

せっかく候補者（学生）が企業の Web サイトや、採用情報を通して「魅力的な企業」という印象をもって面接に臨んだとしても、面接官の態度次第で「最悪な企業」という印象になってしまう場合もあります。

特に近年は、売り手市場であり新卒社員の採用難が続く状況であり、簡単に「辞退」されてしまう傾向があるため、面接官の態度、あり方は慎重に考えるべきです。

■ 印象が良い面接官・悪い面接官の「生の声」

実際に F&M がおこなった「印象が良い面接官・悪い面接官」についてのアンケートの一部を紹介します。

◎ 印象の良かった面接官

「印象の良かった面接官」については、以下のような生の声が挙がっています。

- ・笑顔で接してくれた
- ・興味をもって話を聞いてくれた
- ・面接官自身のことを話してくれた
- ・アドバイスをしてくれた
- ・本音の話をしてくれた
- ・じっくりと時間をとってくれた
- ・長所をみてくれた
- ・飲み物を出してくれた
- ・面接の部屋がキレイだった
- ・受付スペースが素敵だった



印象の良かった面接官の回答から、「笑顔」で対応し「興味をもって聞いている」ことが伝わる対応が好印象であり、聞けばかりではなく、面接官自身のことも話すことで「親近感」が得られることも伺えます。

また、面接官自体による対応のほかにも、「飲み物を出してくれた」ことや「面接の部屋が綺麗だった」ことなども、間接的に「面接の好印象」につながっています。

◎ 印象の悪かった面接官

「印象の悪かった面接官」については、以下のような生の声が挙がっています。

- ・上から目線
- ・高圧的、圧迫面接
- ・質問攻め
- ・意見を否定された
- ・フレンドリー、くだけすぎた
- ・時間が短かった
- ・形式的でマニュアル通りの質問
- ・部屋が汚かった
- ・机や椅子が汚かった
- ・短所ばかり指摘された



印象の悪かった面接官の回答から、「高圧的な態度」や「質問攻め」、「意見を否定する」ような態度は、悪い印象を与えてしまいます。

また、「フレンドリーすぎる」ことも、メリハリや緊張感がなく、「悪い印象」を与えてしまうほか、「部屋や椅子が汚かった」など、面接環境も印象に影響を与えてしまうため、注意が必要です。



■ 採用の質を高める面接官の心得

アンケートの「生の声」から、採用の質を高める面接官のあり方、心得は以下のポイントをおさえた対応が重要です。

・聞く姿勢が大切

面接官は、候補者（学生）に対し興味をもって話を「聞く姿勢」が大切です。

しかし、質問攻めである態度は「高圧的」に捉えられてしまうため、候補者（学生）の回答に対する質問のほか、意見やアドバイス、面接官自身の意見などを適度に添えるといいでしょう。

・フレンドリー過ぎてもダメ、逆効果

「フレンドリーで親近感のある面接官」は、誰もが「良い印象」を与える面接官であると判断するでしょう。

しかし、面接の場では、フレンドリーすぎるのが、「緊張感がない」「メリハリがない」「この会社大丈夫かな」などの印象を与え、かえって逆効果となる場合もあります。

雑談は適度な範囲におさえ、あくまでも「親睦会ではなく面接の場」であることを再認識しましょう。

・オンとオフのバランスが重要

面接の場では、「オンとオフのバランス」が重要です。

先述したように、「緊張感を与えすぎると高圧的な印象」となり、「フレンドリーすぎるとくだけた印象」となります。

適度な緊張感を保ちつつも、候補者（学生）がリラックスした状態で面接に臨めるような面接環境づくりを心がけましょう。

■ 無駄のない採用活動をおこなうためには

採用活動には、多大な時間と費用がかかるため、「無駄のない採用活動」をおこなわなければなりません。

無駄のない採用活動をおこなうためには、「ハローワークの活用」や「採用支援サービスの活用」がおすすめです。

◎ ハローワークの活用

ハローワークは「無料で利用できる」ため、採用活動にかかるコストを大幅に削減できます。

しかし、無料で利用できるからこそ「ハローワークに対する誤解」を抱いている企業が多く、「ハローワークでは良い人材が採用できない」などの印象をもっている企業がほとんどです。

ハローワークの求人票には「地元の求人に強い」など、ハローワークの求人票特有のメリットがあるため、「地元企業で働きたい」などの意思をもった意欲的な求職者がたくさん利用しています。

ハローワークを利用する際は、「求人票の書き方」が重要であるため、ポイントをおさえた求人票を作成し、有効的に活用しましょう。

◎ 採用支援サービスの活用

「求人票を出しても人が集まらない」「面接のあと辞退されてしまった」など、「採用活動がうまくいかない」原因について、自社で解決できる企業は少ないでしょう。

「自社の採用活動が適切であるかどうか」の判断をおこなうためには、プロによる「採用支援サービス」の活用がおすすめです。

■ まとめ

採用活動は企業にとって重要な業務ですが、採用活動がうまくいかずに頭を抱えている企業は少なくありません。

採用活動がうまくいかない原因の多くは、「面接官のあり方」や「求人票の作成方法」にあります。

採用活動がうまくいかない原因を追求し、「無駄のない採用活動」をおこないましょう。

F&M Club は、株式会社エフアンドエムが中堅・中小企業様向けに提供しているバックオフィスコンサルティングサービスです。財務、労務管理、人材採用・育成にいたるまで、経営のお悩みを解決へと導く豊富なコンテンツをご用意しています。

■ その他の「経営情報ブログ」を閲覧する

<https://www.fmelub.jp/blog>

■ F&M CLUB について知る

<https://www.fmelub.jp/>



日銀の政策変更で 中小企業融資はどのような影響を受ける？

12月20日に日銀が開いた金融政策決定会合で、これまで続けていた大規模な金融緩和政策の一部見直しを発表しました。0.25%程度に制限していた長期金利の上限を0.5%程度まで引き上げるといものです。これにより金利上昇の余地も広がることになり、「事実上の利上げ」という声も上がり、この経済が低迷した時期の利上げという発表内容は事前に予想されておらず、市場にとっては大きなサプライズとなり、日銀の発表後、日経平均も急落し、さらには、ドル円相場は一時130円台まで一気に円高方向に振れました。日本の経済環境の将来に不安がよぎる結果となりました。

日銀の黒田総裁は「実質の利上げではない！」と説明したものの、金融市場は、日本の金融緩和政策の転換点と捉えて、その後も動揺が続き、今後の経済に悪影響を及ぼす決定だという否定的な識者の意見も多く聞かれました。

果たして、この日銀の政策転換は中小企業の融資に対してどのような影響を及ぼすかを考えてみたいと思います。

■ これまでの日銀の金融緩和策

その前に日銀のこれまでの政策を理解することから始めましょう。

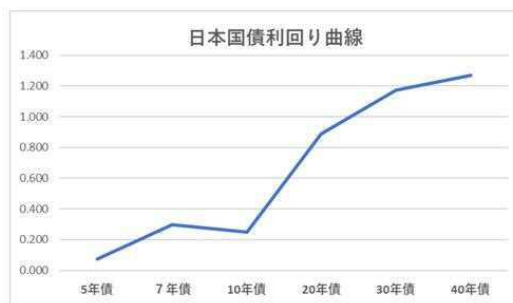
アベノミクスを掲げ、経済対策を積極的に推進した安倍総理は黒田さんを総裁にし、金融緩和策が経済活性化には不可避だとして、政府主導で史上かつてない金融緩和が実施されました。

金融緩和とは、簡単にいうと、国が金融機関などを通じて、民間にたくさんのお金を配れば（表現がよくないですが…）市場にお金がジャブジャブとなり、金融機関にとっては金利を安くしないと借りてもらえない状況になります。結果企業も個人も金利が安い、お金が借りやすくなれば、個人は家でも買おうかなとか企業は設備投資をしようかなと思ひ、経済が活性化するという効果が生じます。これが金融緩和による景気刺激策と言われます。

では、どのようにお金を配って、銀行金利を安くするかというと、融資の金利というのは一般的には、短期の金利より長期の方が高くなります。

国債というのは国が民間にしている借金ですので、その利回りつまり国の借入金利も長期の方が高くなります。

この曲線をイールドカーブと呼んでいます。



この曲線は貸し出しの期間が短い場合はリスクが少ないので低金利、長いとリスクが大きいため右肩上がりになっています。

住宅ローンの金利もそうですね。

変動金利を選択した場合と固定金利を選択した場合は、現在は固定金利を選択したほうが高くなっています。

実は、短期の貸し出し金利と長期の貸し出し金利には関連性がある、短期の金利が低下していると、長期の金利も低下している状態にあることとなります。

もし日銀が金利をコントロールできるとしたら、どのようにコントロールするか想像できますか？

それでは、実際に日銀が行った金融緩和策を教えましょう。

■ イールドカーブ・コントロールの導入

短期金利を低くすれば長期金利も低くなると前述しましたが、まさにそれを日銀がやっていたのです。このイールドカーブの右肩上がりの角度を低めるには短期をとにかく低くすればいいと日銀は市場にジャブジャブと資金を配ることで短期の借入は誰も困らなくなり、ま

さにカネ余りになりました。結果、カネがあまりすぎて金利がマイナスになってしまうということもありました。

このように日銀は金融緩和政策の一環として、短期金利をマイナス 0.1%、長期金利を 0% 程度に誘導する「イールドカーブ・コントロール」(YCC) を導入してきたのです。

この YCC のもと、長期金利の指標となる「10 年物国債利回り」について、これまでは許容範囲を「プラスマイナス 0.25%」とし、プラス 0.25% を超えそうな場合は指し値オペを実施して無理矢理にでも金利を抑える、という手法を取ってきました。

その証拠に 10 年債のところだけカーブが凹んでいるのが見て取れます。

世界的にインフレの抑制で利上げを進める中で、日本だけが金融緩和を継続していたのですが、この凹んだ部分がよりいびつな形になっていくのをコントロールできない状況になったのではないかと筆者は推測します。

そこで、2022 年 12 日の会合では、長期金利の変動幅を「プラスマイナス 0.5%」とすることを決定しました。変動幅が従来の 0.25% から 0.5% に拡大したわけです。コントロールすべき国債金利が 0.25% を超えて上昇しても良い余地を作ったと言えますね。なんと、日銀の発表を受けて、10 年物国債利回りの金利は一時 0.460% まで上昇してしまいました。

日銀の黒田総裁は会見で、今回の決定について「今回の変更は、あくまで市場機能低下への対応であり、YCC の基本は変わらない」と強調しましたが、タガが外れたことで、実質の市場金利の引き上げにつながることは間違いないでしょう。

となると、短期の金利もマイナスにまでする必要もないかもしれません。

少しずつ、融資の金利は短期とともに引き上げにな

るのは当然のことで、まさに市場の原理が働く水準に戻っていく流れにあると考えます。

指揮者の中には、金融緩和の終わりの始まりという人もいます。

■ 金利上昇の覚悟が必要か

さて、この 12 月 20 日の日銀の会合の発表のタイミングについてはサプライズとされています。なぜなら黒田総裁は 2023 年 3 月に交代を予定しており、なぜ、この時期に尚早といわれる政策転換を発表したのか疑問の声があがりました。

それは筆者が予想するに、現在のところ(本稿を執筆している 2022 年 12 月において)日銀の次の総裁人事が決まっていない、次の総裁候補が引き受けられないという話が聞こえています。なぜなら、金利を上げるのは企業も個人も嫌なものです。ましてや我が国がコロナの影響からいち早く立ち直り、経済が回復したというわけではないのに、ここで利上げなど、そんな悪役になりたくないという意向ではないかと推測する意見もあります。

そんな中で、筆者はもっとシビアな予想をしています。黒田総裁が後任のために、先んじて濡れ衣を背負ったという甘いものでなく、実は、金融緩和事態を終わらせるスピードが今後加速するので、まずは、その先鞭として、早いうちに 0.25% の利上げに踏み切った。来年 3 月に新総裁が決まりますが、そこからもっと利上げが加速するのではないかと、つまりコントロールを止めてしまうのではないかと思うのです。

そうなると中小企業の融資金利は来年中旬までに、短期で 0.5%、長期で 1.0% は上がってもおかしくない、金利上昇を覚悟しておく必要があると懸念しています。

だから瞬間的に日経平均株価が暴落の中で銀行株だけは上昇したのでは…と。

経営革新等支援機関推進協議会

エグゼクティブプロデューサー 小寺 弘泰 氏

1967年岐阜県大垣市出身。関西大学卒業後、銀行員として10年間金融の実務を経験。現(株)プロシード代表取締役。企業財務コンサルタントとして創業以来500件を超える企業財務のさまざまな課題解決プロジェクトに参画。中小企業金融のスペシャリストとして講演を行うほか、経営革新等支援機関推進協議会のエグゼクティブプロデューサーでもある。



事業承継入門講座

2023 年の中小企業の 事業承継施策 M&A を推進

■ 2023 年の事業承継・引継ぎ補助金、賃上げ で補助上限額を引き上げ

事業承継・引継ぎ補助金とは、事業承継や M&Aなどをきっかけとした、中小企業の新しいチャレンジを応援する制度で、承継にかかる設備投資や販路開拓、専門家活用、廃業費などを支援する補助金です。

政府は中小企業の事業承継支援を重点施策としており、2023 年（令和 4 年度補正予算）もこの補助金が利用できます。また一部の事業で賃上げする場合、補助上限が 600 万円から 800 万円に引き上げられました。これから M&A や同族への事業承継を考えている事業者様にはおすすめの制度です。

まだ公募要領が未公表のためあくまで予想ですが、2017 年 4 月 1 日から 2023 年年末まで期間の間に事業承継を行った（行う予定）の事業者が対象となります。過去 5 年さかのぼって承継をした事業者も対象になるとは驚きですね。

応募開始は早ければ 2023 年 3 月頃からスタートし、1 年で 3 回程度締め切りが設けられます。

ただし 募集期間が 1 か月未満程度と短いので要注意です。



■ 2 種類のタイプと廃業費用の上乗せ支援

2023 年の事業承継・引継ぎ補助金は「経営革新事業」と「専門家活用事業」の 2 種類のタイプがあります。

「経営革新事業」は事業承継後の経営革新に係る費用、「専門家活用事業」は M&A 時の専門家活用に係る費用が補助対象としています。

「経営革新事業」はさらに 3 つの類型に分かれています。

1. 創業支援型：
他の事業者が保有している経営資源を引き継ぎ創業
2. 経営者交代型：
親族内継承等による経営資源を引き継ぎ
3. M&A 型：
M&A（株式譲渡、事業譲渡等）による経営資源を引き継ぎ

申請類型

「経営革新事業」は、事業承継の方式の違いにより次の 3 類型で構成されています。

① 経営革新事業	
事業承継・M&A後の経営革新（設備投資・販路開拓等）に係る費用を補助	
* 創業支援型 他の事業者が保有している経営資源を引き継いで創業した場合	補助率 1/2~2/3補助
* 経営者交代型 親族内継承等により経営資源を引き継いだ場合（後継者が引き継ぎ予定の場合を含む）	補助上限 600~800万円。
* M&A型 M&A（株式譲渡、事業譲渡等）により経営資源を引き継いだ場合	

*一定の賃上げを実施する場合、補助上限を600万円から800万円に引き上げ

引用：令和 4 年度第 2 次補正予算事業承継・引継ぎ補助金チラシ

- 創業支援型：脱サラした個人などが事業者が保有している経営資源を引き継ぐなどして創業するケース。
- 経営者交代型：親族内継承等による経営資源の引継ぐケースでいわゆる自社内承継
- M&A 型：M&A（株式譲渡、事業譲渡等）による経営資源を引き継ぐ場合

なお、従来「経営者交代型」による経営資源の引き継ぎは、「引き継いだ場合」に限定されていましたが、2023 年では「後継者が引き継ぎ予定の場合も含む」と要件が緩和されています。

補助上限・補助率

「経営革新事業」の補助上限・補助率は上記のとおりです。

- ・ 補助上限：600 万円
- ・ 補助率：2/3

なお、2023 年からの拡充として、一定以上の賃上げを実施する場合、補助上限が 800 万円まで引き上げられます。引上げ部分の補助率は 1/2 となっています。

「専門家活用事業」とは

② 専門家活用事業

M&A時の専門家活用に係る費用（フィナンシャル・アドバイザー（FA）や仲介に係る費用^{*}、デューデリジェンス、セカンドオピニオン、表明保証保険料等）を補助

* 買い手支援型 M&Aに伴い経営資源を譲り受ける予定の中小企業等	補助率	1/2～2/3補助
* 売り手支援型 M&Aに伴い自社が有する経営資源を譲り渡す予定の中小企業等	補助上限	600万円 <small>※M&Aが未成約の場合は300万円</small>

登録M&A支援機関（一覧）

FA・仲介費用については、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援に係る費用だけが補助対象



引用：令和4年度第2次補正予算事業承継・引継ぎ補助金チラシ

M&A時の専門家活用に係るフィナンシャルアドバイザー（FA）や仲介に係る費用、デューデリジェンス、セカンドオピニオン、表明保証保険料等の費用が補助されます。

申請類型

「専門家活用事業」は M&A 時の買い手側と売り手側に分けて次の2つ類型があります。

● 買い手支援型：M&A に伴い経営資源を譲り受ける予定の中小企業等が行うデューデリジェンスの費用や M&A にかかる費用が対象となります。

● 売り手支援型：M&A に伴い自社が有する経営資源を譲り渡す予定の中小企業等が譲渡に係るアドバイザーに払う手数料や仲介会社に払う手数料が対象となります。

なお、仲介会社に係る費用については、「M&A 支援機関登録制度」に登録された FA・仲介業者へ支払う費用のみが補助対象となっています。

補助上限・補助率

「専門家活用事業」の補助上限・補助率は上記のとおりです。

- ・補助上限：600万円
- ・補助率：2/3

なお、M&A が未成約であった場合は、補助上限は 300 万円に減額されます。

廃業費の上乗せ補助

事業承継や M&A に伴う原状回復費・在庫処分費等の廃

業等に係る経費が発生する場合、前述した 2 種類の事業に上乗せして支援されます。

■ 合わせて優遇税制もうまく活用しましょう

補助金以外にも事業承継関連の優遇税制があります。

● 経営資源集約化税制

経営資源集約化税制は一定の要件を満たした場合に中小企業者が M&A で購入した株式の取得価額の一部を損金算入でき、5 年経過後に損金計上分を 5 年間で均等に益金に算入する制度です。

● 中小企業経営強化税制 D 類型

事業承継等を行った後に取得又は製作若しくは建設をするものに対する優遇税制です。

● 事業承継税制

会社や個人事業の後継者が取得した一定の自社株等の承継資産について、贈与税や相続税の納税を猶予する制度です。

中小企業の事業承継を活性化するために、このように様々な優遇税制が用意されています。詳しくは、顧問の会計事務所にお尋ねいただければ、ご支援の方法等案内いただけます。

2025 年問題と言われる大廃業時代の到来を国は懸念しています。こうした情報を知ることなく、廃業を選択してしまうケースや、M&A を積極的に行おうと考えている事業者様、両方に対して使える施策が用意されています。こうしたご意向のある事業者様は、ぜひこれらの施策をフル活用していきましょう。

経営革新等支援機関推進協議会

エグゼクティブプロデューサー 小寺 弘泰 氏

1967年岐阜県大垣市出身。関西大学卒業後、銀行員として10年間金融の実務を経験。現（株）プロシード代表取締役。企業財務コンサルタントとして創業以来500件を超える企業財務のさまざまな課題解決プロジェクトに参画。中小企業金融のスペシャリストとして講演を行うほか、経営革新等支援機関推進協議会のエグゼクティブプロデューサーでもある。





税制改正コラム



令和5年度 税制改正大綱のポイント（前編）

9

税制改正コラム
令和5年度税制改正大綱のポイント（前編）

令和4年12月16日に与党から「令和5年度税制改正大綱」が公表されました。

今回は改正項目の中から特に企業経営者に関係のあるものを、前編・後編の2回に分けてご紹介します。

【前編】法人税率、設備投資減税、研究開発税制、インボイス制度

【後編】NISA、生前贈与加算、相続時精算課税、電子帳簿保存制度

なお、本稿は「令和5年度税制改正大綱」に基づいて作成しています。今後の情報にご留意ください。

1. 法人税の軽減税率の特例の2年延長【法人税】

中小企業者等の所得800万円以下の部分に適用される法人税の軽減税率の特例15%（本則税率：19%）の適用期限が2年延長されます。

（参考）

今回の改正では「防衛費増税」も話題になり、法人税とは別に次の「新しい付加税」が設けられる予定ですが、「実施時期」は未定で令和6年度税制改正に先送りとなりました。

$$\text{新しい付加税} = (\text{法人税額} - \text{控除額 } 500 \text{ 万円} \times) \times \text{税率 } 4\% \sim 4.5\%$$

※中小企業に配慮する観点から、500万円まで（所得2,400万円以下が目安）は税金がかかりません。

2. 中小企業の設備投資に関する減額特例の創設【固定資産税】

赤字企業を含めた中小企業の前向きな投資や賃上げを後押しするため、赤字黒字を問わず、設備投資に伴う負担を3年間1/2（賃上げ表明要件も満たす場合は4～5年間1/3）に軽減する固定資産税の減額特例が創設されます。

現行制度の「先端設備等に係る固定資産税の特例措置（令和5年3月31日で終了）」では、中小企業経営強化税制のA類型と同様に「工業会の証明書」が必要でしたが、新しい特例は「投資利益率5%以上」であることを「認定経営革新等支援機関が確認」するものとなっており、B類型に近い制度になっています。

< 図表 > 新しい固定資産税特例のイメージ（出典：経済産業省資料）

＜全体のスキーム＞																														
国 （基本方針の策定） 協議 ↑ ↓ 同意 市町村 （導入促進基本計画の策定） 申請 ↑ ↓ 認定 中小企業 （先端設備等導入計画の策定）	<table border="1"> <tr> <td>特例措置の対象企業</td> <td colspan="3">市町村から先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、資本金1億円以下等の税制上の要件を満たす中小企業</td> </tr> <tr> <td>計画認定要件</td> <td colspan="3">3～5年の計画期間における労働生産性が年平均3%以上向上する等、基本方針や市町村の導入促進基本計画に沿ったものであること</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">対象設備等</td> <td>設備の種類</td> <td>最低価額要件</td> <td>投資利益率要件</td> </tr> <tr> <td>①機械及び装置</td> <td>160万円以上</td> <td rowspan="4">投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備（認定経営革新等支援機関が確認）</td> </tr> <tr> <td>②測定工具及び検査工具</td> <td>30万円以上</td> </tr> <tr> <td>③器具備品</td> <td>30万円以上</td> </tr> <tr> <td>④建物附属設備</td> <td>60万円以上</td> </tr> <tr> <td>特例措置</td> <td colspan="3"> 固定資産税（通常、評価額の1.4%） ・計画中に賃上げ表明に関する記載なし：3年間、課税標準を1/2に軽減 ・計画中に賃上げ表明に関する記載あり：以下の期間、課税標準を1/3に軽減 ①令和6年3月末までに設備取得：5年間 ②令和7年3月末までに設備取得：4年間 </td> </tr> <tr> <td>適用期限</td> <td colspan="3">2年間（令和7年3月31日までに取得したもの）</td> </tr> </table>	特例措置の対象企業	市町村から先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、資本金1億円以下等の税制上の要件を満たす中小企業			計画認定要件	3～5年の計画期間における労働生産性が年平均3%以上向上する等、基本方針や市町村の導入促進基本計画に沿ったものであること			対象設備等	設備の種類	最低価額要件	投資利益率要件	①機械及び装置	160万円以上	投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備（認定経営革新等支援機関が確認）	②測定工具及び検査工具	30万円以上	③器具備品	30万円以上	④建物附属設備	60万円以上	特例措置	固定資産税（通常、評価額の1.4%） ・計画中に賃上げ表明に関する記載なし：3年間、課税標準を1/2に軽減 ・計画中に賃上げ表明に関する記載あり：以下の期間、課税標準を1/3に軽減 ①令和6年3月末までに設備取得：5年間 ②令和7年3月末までに設備取得：4年間			適用期限	2年間（令和7年3月31日までに取得したもの）		
特例措置の対象企業	市町村から先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、資本金1億円以下等の税制上の要件を満たす中小企業																													
計画認定要件	3～5年の計画期間における労働生産性が年平均3%以上向上する等、基本方針や市町村の導入促進基本計画に沿ったものであること																													
対象設備等	設備の種類	最低価額要件	投資利益率要件																											
	①機械及び装置	160万円以上	投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備（認定経営革新等支援機関が確認）																											
	②測定工具及び検査工具	30万円以上																												
	③器具備品	30万円以上																												
④建物附属設備	60万円以上																													
特例措置	固定資産税（通常、評価額の1.4%） ・計画中に賃上げ表明に関する記載なし：3年間、課税標準を1/2に軽減 ・計画中に賃上げ表明に関する記載あり：以下の期間、課税標準を1/3に軽減 ①令和6年3月末までに設備取得：5年間 ②令和7年3月末までに設備取得：4年間																													
適用期限	2年間（令和7年3月31日までに取得したもの）																													

3. 中小企業の設備投資減税の2年延長【法人税・所得税】

次の設備投資減税が見直され、適用期限が令和7年3月31日まで2年延長されます。

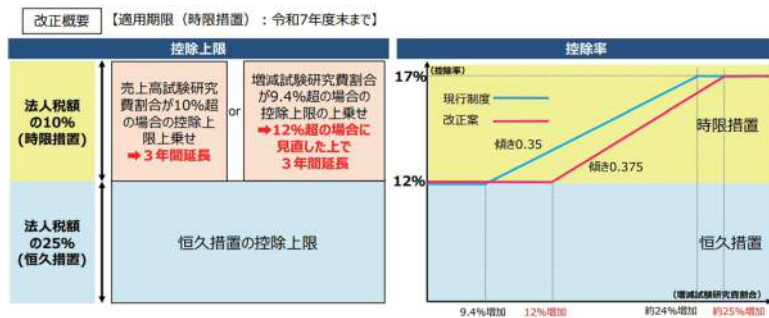
制度	改正案
中小企業経営強化税制	副的に行うコインランドリー投資と暗号資産マイニング投資を対象外に
中小企業投資促進税制	副的に行うコインランドリー投資を対象外に
中小企業減災・防災投資促進税制	①耐震装置を対象に ②令和7年4月1日以後の特別償却率を16%に引下げ

令和4年度改正では、いわゆる「足場節税」「ドローン節税」が封じられましたが、今回の改正では、「コインランドリー節税」「マイニング節税」が封じられました。今後も過度な節税スキームが規制される可能性があります。
※コインランドリー業・暗号資産マイニング業を「本業」として行う場合は、引き続き利用できます。

4. 研究開発税制等の見直し【法人税・所得税】

投資を増加させるインセンティブがより強化された上で、研究開発税制が3年延長されます。このうち中小企業向けの研究開発税制の特例（中小企業技術基盤強化税制）は、下記の図表のとおり、研究開発を促すため、控除上限や控除率がやや厳しめに見直されています。
※コロナ特例（売上2%以上減少かつ試験研究費増加の場合、控除上限を+5%）は廃止

＜図表＞中小企業技術基盤強化税制の見直し（出典：経済産業省資料）



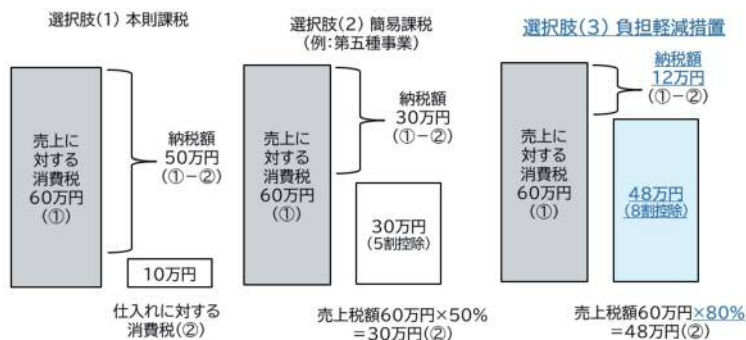
5. インボイス制度【消費税】

(1) 小規模事業者の負担軽減措置（2割納税）

免税事業者が課税事業者を選択した場合の負担軽減を図るため、納税額を売上税額の2割に軽減する激変緩和措置が3年間※設けられます。

※令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間

（例）売上660万円（うち消費税60万円）、仕入れ110万円（うち消費税10万円）



(2) 中小事業者等の事務負担軽減措置（少額特例）

中小事業者等※の事務負担の軽減の観点から、令和5年10月1日から6年間、税込み1万円未満の課税仕入れについて、インボイスがなくても帳簿のみで仕入税額控除が可能となります。

※基準期間の課税売上高が1億円以下または特定期間（前年の上半期）の課税売上高が5,000万円以下

(3) 少額な返還インボイスの交付義務の見直し

振込手数料相当のような少額の値引き等を行った際にも「返還インボイス」の交付義務がありますが、事業者の実務に配慮し、令和5年10月1日以後の税込み1万円未満の値引き等は交付不要となります。(2)と異なり、すべての事業者が対象です。

金額	1万円未満		1万円以上
対象者	中小事業者等	大企業	すべての事業者
インボイス	(2)不要(6年間)	必要	必要
返還インボイス	(3)不要		

(4) インボイス発行事業者登録制度の見直し

令和5年10月1日からインボイスを発行するためには、「令和5年3月31日まで」に登録申請を行う必要があります。現行では、令和5年4月1日以後も「困難な事情」を書いて申請することで10月1日に登録したものとみなす救済措置が設けられています。

今回の改正で、運用上、「困難な事情」の記載が不要になりました。そのため、実質的な登録申請期限は令和5年3月31日ではなくなりましたが、9月などギリギリの申請は避けたいところです。

助 成 金

活 用 ガ イ ド

人材開発支援助成金 (人への投資促進支援コース)

人材開発支援助成金は、事業主が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識や技能の習得をさせるための訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。
企業内におけるデジタル人材の育成や労働者の学び直しの支援など、人への投資を抜本的に強化するため、令和4年4月より「人への投資促進コース」が創設されました。すべての訓練コースでオンライン（eラーニング）による訓練も対象としています。

■ 人への投資促進コース「助成メニュー」

- 1.IT 分野未経験（情報技術分野（IT 分野）認定実習併用職業訓練）
IT 分野未経験者の即戦力化のための訓練（OFFJT と OJT を組み合わせた訓練）を実施する事業主に対する高率助成の新設
2. デジタル／成長分野（高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練）
高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練を行う事業主に対する高率助成を新設
3. サブスクリプション（定額制訓練）
サブスクリプション型の研修サービスによる訓練への助成の新設
4. 自発的能力開発（自発的職業能力開発訓練）
労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主への助成の新設
5. 教育訓練休暇（長期教育訓練休暇等制度）
働きながら訓練を受講するための休暇制度や短時間勤務等制度を導入する事業主への助成

■ 支給対象事業主

- 雇用保険適用事業所の事業主であること
- 職業能力開発推進者を選任し、事業内職業能力開発計画を策定し、従業員に周知している
- 事業主であること
- 訓練期間中の訓練受講者に対する賃金を適正に支払っている事業主であること
(自発的職業能力開発訓練、育児休業中の訓練と無給の長期教育訓練休暇等制度の場合を除く)
- 支給申請までに訓練にかかった経費をすべて（自発的職業能力開発訓練の場合は1/2以上）負担している事業主であること（長期教育訓練休暇等制度の場合を除く）
- 訓練計画届または制度導入・適用計画届提出日の前日から起算して6か月前の日から支給申請提出日までの間に、事業主都合で雇用保険被保険者を離職させた事業主でないこと
- 労働局が行う審査や実地調査に協力する事業主であること
- 不正受給を行ったことで不支給措置期間にある事業主でないことなど



■ 受給額

	対象者	対象訓練	経費助成率	賃金助成額
情報技術分野認定実習併用職業訓練	正規・非正規	OFF-JT+OJTの組み合わせの訓練(IT分野関連の訓練)	60% <+15%>	760円 <+200円>
高度デジタル人材訓練	正規・非正規	高度デジタル訓練(ITスキル標準(ITSS)レベル3,4以上)	75%	960円
成長分野等人材訓練	正規・非正規	海外も含む大学院での訓練	75%	国内大学院 960円
定額制訓練	正規・非正規	「定額制訓練」(サブスクリプション型の研修サービス)	60% <+15%>	なし
自発的職業能力開発訓練	正規・非正規	労働者の自発的な職業訓練費用を事業主が負担した訓練	45% <+15%>	なし
長期教育訓練休暇	正規・非正規	長期教育訓練休暇制度(30日以上)の連続休暇取得)	制度導入経費 20万円 <+4万円>	1日あたり6000円<+1200円>
		所定労働時間の短縮及び所定外労働免除制度		なし

※中小企業のみ記載

※<>の助成率(額)は生産性要件を満たした場合

※賃金助成額は1人1時間あたりの額です

※12月2日から定額訓練

※黄色の網掛け部分は2022年12月に改正がありました

■ 受講者1人あたりの助成限度額

訓練メニュー	実訓練時間数 100H未満	実訓練時間数 100~200H未満	実訓練時間数 200H以上	大学 (一年度当たり)	大学院 (一年度当たり)
高度デジタル人材訓練	30(20) 万円	40(25) 万円	50(30) 万円	150(100) 万円	-
成長分野等人材訓練	-	-	-	-	国内150万円 海外500万円
情報技術分野認定実習併用職業訓練	15(10) 万円	30(20) 万円	50(30) 万円	-	-
自発的職業能力開発訓練	7万円	15万円	20万円	60万円	国内60万円 海外200万円

※大学院での訓練は1年度あたりの限度額です



ワンポイントアドバイス

◎ 令和4年度から人材開発支援助成金のすべての訓練コースにおいて、オンライン研修と通信制による訓練も助成の対象となりました。実際の訓練時間ではなく、受講案内等に記載されている「標準学習時間」や「標準学習期間」によって判断されます。

◎ 人への投資促進コース(成長分野等人材訓練を除く)の1事業所が1年度(4月1日から翌年3月31日まで)に受給できる助成限度額を、1,500万円から2,500万円に引き上げました。

これからは人への投資をする会社でないと社員が退職したりいい人が採用できなくなったりします。この助成金をうまく使い人にしっかりと投資できる会社になりましょう。



監修：社会保険労務士法人あいパートナーズ 代表社員 岩本 浩一 氏



補助金申請、資金調達、事業承継・M & A、事業計画策定

会計事務所で解決できます。まずはお気軽にご相談ください。

会計事務所が提供するサービスは税務会計ではありません。

2022年4月現在、全国で30,000件以上の会計事務所が「認定支援機関」として各地域の経済産業局より認定されており、積極的に中小企業の経営を支援しています。

経営に関する困りごとがあれば、まずは顧問の会計事務所へ相談してみましょう。

主な支援内容

経営革新等支援機関がサポートします



補助金申請支援

国が公募する補助金の中には、経営革新等支援機関の支援がなければ補助金申請ができないものがあります。例えば、「事業再構築補助金」は、経営革新等支援機関の確認書がなければ補助金申請することができません。

\\設備投資\\ を後押しできます



資金調達に関する支援

経営革新等支援機関の指導・助言を受けながら事業計画や経営計画を作成することで、低利融資を受けられる可能性があります。例えば、日本政策金融公庫では特別利率(低利率)で貸付をおこなう「中小企業経営力強化資金」などの制度があります。また、認定支援機関の支援を受けながら経営改善に取り組む場合に、信用保証協会が保証料を減免する制度「経営力強化保証制度」などもあります。

\\低利融資\\ が受けられます

※融資を確約するものではありません



「経営力向上計画」 策定支援

中小企業・小規模事業者等は、業種の特性を踏まえつつ、顧客データの分析を通じた商品・サービスの見直し、ITを活用した財務管理の高度化、人材育成、設備投資等により経営力を向上して実施する事業計画(「経営力向上計画」)について、国の認定を得ることができます。

\\優遇税制\\ が活用できます



「経営改善計画」 策定支援・モニタリング支援

金融機関からの融資を受ける際や、借入金の返済条件変更(リスク)を金融機関に申し出る際には「経営改善計画書」の提出が必要になることがあります。経営革新等支援機関では計画書の作成支援から、作成後のモニタリングまで支援することができます。

\\事業の立て直し\\ に向けた
計画策定に補助金がでます

中小企業の 持続的な経営を 財務からサポート



資金繰り

決算分析

中期計画

金融機関目線での財務格付けの判定
金融機関が求める事業計画書を作成
返済金額の最適化に向けたシミュレーションに対応



特徴① **23の会計ソフトに対応**
主要な会計ソフトに対応しています。



特徴② **データ処理速度が速い**
会計ソフトのデータ取り込み速度は、1秒で対応しています。
※安定した回線速度の場合



特徴③ **協議会会員へ無料提供**
経営革新等支援機関推進協議会の会員である会計事務所は
F+prusを無料で利用できます。

F+prus（エフプラス）は、経営革新等支援機関推進協議会が会計事務所向けに提供しているシステムです。
本システムを導入している会計事務所では、資金繰り・決算分析・中期計画など財務に関するスムーズな支援が可能です。